

○ふるさと光応援寄附金お礼品取扱要領

令和7年4月1日

(目的)

第1条 この要領は、ふるさと光応援寄附金を行った市外在住の寄附者に対し、お礼品として物品又は役務（以下「お礼品」という。）を提供するに当たり、ふるさと納税制度の活用により、寄附金を通じたまちづくりへの参画の促進、本市の魅力の発信や地域経済の活性化につなげるため、寄附者にお礼品を提供するふるさと光応援寄附金協賛事業者（以下「協賛事業者」という。）及びお礼品に関し必要な事項について定めるものとする。

(登録の申請、変更及び廃止の届出)

第2条 ふるさと光応援寄附金としての寄附に対するお礼品を提供しようとする事業者は、市長の承認を受け、協賛事業者として登録を受けなければならない。

- 2 前項の登録を受けようとする者は、ふるさと光応援寄附金協賛事業者登録申請書兼誓約書（様式第1号）及び必要な書類を、市長に提出しなければならない。
- 3 第1項の登録を受けた協賛事業者がこの要領の定めるところによりお礼品を提供する場合は、ふるさと光応援寄附金お礼品登録申請書（様式第2号）及び必要な書類を、市長に申請しなければならない。
- 4 市長は、前2項の規定により申請書等の提出があった場合は、適当であると認められる場合は登録を決定し、不適当であると認められる場合は登録を拒否するものとする。この場合において、市長は、ふるさと光応援寄附金お礼品登録決定・申請拒否・登録取消通知書（様式第3号）を通知するものとする。
- 5 協賛事業者は、登録した内容を変更しようとする場合又は登録を廃止しようとする場合は、あらかじめ、ふるさと光応援寄附金協賛事業者及びお礼品登録変更・廃止届（様式第4号）を速やかに市長に提出しなければならぬ。

い。

(登録お礼品の取扱い)

第3条 協賛事業者は、ふるさと納税の包括的なサポート業務（ポータルサイト等のシステム管理、協賛事業者との連携、寄附受付時の発注・発送管理、寄附者等からの問い合わせ対応、お礼品の新規開拓などの企画・提案業務等）を市が委託しているふるさと光応援寄附金支援業務委託事業者（以下「業務委託事業者」という。）に対して、登録が認められたお礼品（以下「登録お礼品」という。）のポータルサイトでの管理及びお礼品の提供を依頼することができる。

- 2 協賛事業者は、登録お礼品の提供に係る問合せ、トラブル（配送に関するトラブルを含む。）、クレーム、補償等が発生した場合は、適切かつ誠実に対応するとともに、その対応について市又は業務委託事業者に速やかに報告するものとする。
- 3 業務委託事業者は、協賛事業者に代わって、前条第3項の登録の申請及び同条第5項の届出をすることができる。

(お礼品提供事業者の登録要件)

第4条 市長は、第2条第1項の登録の申請があったときは、その登録を受けようとする者が次に掲げる要件を全て満たす場合に限り、登録するものとする。

- (1) 市内に本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場のいずれかがあり、市内で生産、製造、加工、又は役務の提供（販売・体験提供（販売・体験の機会の提供の機会の提供を含む。）を行っている法人その他の団体又は個人事業を含む。）を行っている法人その他の団体又は個人事業者（以下「事業者」という。）であること。ただし、平成31年総務省告示第179号に基づく総務大臣が定める基準（以下「総務大臣が定める基準」という。）第5条第5号に定めるお礼品の生産等をしている事業者及び同条第8号に定める共通の返礼品を取り扱う事業者については、この限

りでない。

- (2) 専らふるさと納税のお礼品を提供することを事業としている者でないこと。
- (3) 国税、地方税に滞納のこと。
- (4) 各種法令等を遵守した生産、製造、加工、仕入れ、販売又は役務等の提供を行っていること。
- (5) 業務委託事業者と連携した受注管理が可能であること。
- (6) お礼品の提供に係る問合せ、トラブル（配送に関するトラブルを含む。）、クレーム、補償等に適切かつ誠実な対応が可能であり、かつ、その対応について業務委託事業者に速やかに報告ができること。
- (7) ふるさと光応援寄附金制度の趣旨を正確に理解し、適切な制度運営のための市及び業務委託事業者の指示等に適切に対応できること。
- (8) 関係法令を遵守し、個人情報を適切に取り扱うこととし、個人情報はお礼品その他法令で認められた場合についてのみ利用すること。
- (9) 代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらに関連すると認めるに足りる構成員等でないこと。
- (10) 破産手続開始の決定を受けた場合その他の民法（明治29年法律第89号）第137条各号に定める場合に該当しない者であること。
- (11) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (12) 各種の債務につき、次の事由がある場合に該当しない者であること。
 - ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号に基づく再生手続その他の法令に基づく債務の整理の手続（破産手続を除く。）の申立て

イ 仮差押えその他の保全措置

ウ 強制執行（税の滞納処分及びその例による処分を含む。）

（13）国及び地方公共団体等の入札参加資格が停止されていないこと。

（14）その他市が定める要件について誓約できること。

（お礼品の登録要件）

第5条 お礼品のうち物品の登録は、次の要件を満たすものであること。

（1）総務大臣が定める基準を満たすものであること。

（2）当該物品が、市の魅力発信や地元特産品等のPRによる販売促進及び地元産業の活性化に寄与することが認められるものであること。

（3）公序良俗に反しないものであること。

（4）特定の宗教・宗派、思想・信条等に関わるものではないこと。

（5）関係法令に抵触するものではないこと。

（6）業として生産している、又はされたものであって、個人の趣味又は特技により私的に作成した物品ではないこと。

（7）ふるさと応援寄附金のお礼品として物品を取り扱うことについて、生産者、製造者、販売者等の取引関係者の了解が得られているものであること。なお、取引関係者の了解に当たっては、お礼品として物品が取り扱われた場合は、この本条の規定の適用があるほか第7条に基づく実地調査等の対象となることについて必ず了解を得ること。

（8）食品表示法（平成25年法律第70号）及びふるさと納税の返礼品として提供される食品の表示に係る関係法令に基づき、食品の産地名等を適正に表示した物品であること。

（9）品質及び数量の面において、安定供給が見込めること（あらかじめ期間及び数量を示して供給するものを除く。）。

（10）食料品・飲料品については、寄附者にお礼品が到着後一定期間の賞味期限が保証されていること。ただし、生鮮食料品（鮮度が高く要求されるもの）については、この限りではないこと。

(11) キャラクター等を使用する場合等において、協賛事業者以外の第三者が著作権等の権利を有するときは、権利者の許諾を得ていること。

(12) その他、第1号に該当するもので、市が実施する事業との関連性を考慮した上で、市長が特別に認めたものであること。

2 お礼品のうち役務の提供の登録は、次の要件を満たすものであること。

(1) 総務大臣が定める基準を満たすものであること。

(2) 当該役務の提供が、市の魅力発信や地元特産品等のPRによる販売促進及び地元産業の活性化に寄与することが認められるものであること。

(3) 公序良俗に反しないものであること。

(4) 特定の宗教・宗派、思想・信条等に関わるものでないこと（専ら一般的な観光目的のものを除く。）。

(5) 関係法令に抵触するものではないこと。

(6) 業として提供している役務であって、個人の趣味又は特技により私的に提供する役務ではないこと。

(7) ふるさと光応援寄附金のお礼品の役務の提供として取り扱うことについて、取引関係者の了解が得られているものであること。なお、取引関係者の了解に当たっては、お礼品として役務の提供が取り扱われた場合、この本条の規定の適用があるほか第7条に基づく実地調査等の対象となることについて必ず了解を得ること。

(8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する営業又はこれらに類する営業、エステ及びそれに類するもの、マッサージ及びそれに類するものではないこと。

(9) 役務の提供に当たっては、当該役務に係る「利用券」等を発行し寄附者に送付すること。

(10) その他、第1号に該当するもので、市が実施する事業との関連性を考慮した上で、市長が特別に認めたものであること。

(お礼品の提供の停止)

第6条 市長は、登録事業者及び登録お礼品が登録要件を満たさなくなるなど市のふるさと納税の円滑な実施に支障があるおそれがある場合は、ポータルサイト等でのお礼品の提供を予告なく停止することができる。

2 協賛事業者から一時的にお礼品の提供を中止する旨の申出があった場合は、市長又は業務委託事業者は、速やかにポータルサイト等におけるお礼品の提供を停止する

(実地調査等)

第7条 市長は、登録の決定、申請の拒否、登録の廃止などお礼品の提供の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、協賛事業者に対して、お礼品の業務の実施状況その他必要な事項について、報告を求め、又は実地に調査することができる。

(登録の取消し)

第8条 市長は、協賛事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、予告なく登録を取り消すものとし、登録が取り消された事業者が提供しているお礼品の登録も取り消すものとする。

- (1) 虚偽又は不正な手段によりお礼品提供事業者の登録を受けたとき。
- (2) 第4条の要件に該当しなくなったと認められるとき。
- (3) その他市長が協賛事業者として適当でないと認めるとき。

2 市長は、登録したお礼品が次の各号のいずれかに該当するときは、予告なく登録を取り消すものとする。

- (1) 虚偽又は不正な手段によりお礼品の登録を受けたとき。
- (2) 第5条の要件に該当しなくなったと認められるとき。
- (3) その他市長がお礼品として適当でないと認めるとき。

3 市長は、前2項の規定により取り消したときは、ふるさと光応援寄附金お礼品登録決定・申請拒否・登録取消通知書（様式第3号）を通知するものとする。

(寄附金額)

第9条 寄附金額は、調達価格、送料等の経費を考慮し、総務大臣が定める基準を踏まえ、市長が定める。

(補足)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

2 この要領に基づき市長に提出すべき書類の作成及び提出等に要する費用は、お礼品提供事業者が負担する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 制定後のふるさと光応援寄附金お礼品取扱要領の規定は、令和7年4月1日以後に提出された協賛事業者及びお礼品の登録について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

【様式（第2条関係）】

(様式第1号) ふるさと光応援寄附金協賛事業者登録申請書兼誓約書

(様式第2号) ふるさと光応援寄附金お礼品登録申請書

(様式第3号) ふるさと光応援寄附金協賛事業者又はお礼品（登録決定・申請却下・登録取消）

(様式第4号) ふるさと光応援寄附金お礼品協賛事業者及びお礼品登録（変更・廃止）届

年 月 日

光市長様

(登録事業者名)

ふるさと光応援寄附金協賛事業者登録申請書兼誓約書

「ふるさと光応援寄附金お礼品取扱要領」に基づき、以下のとおり協賛事業者の登録を申請し、要領及び以下の誓約事項（裏面参照）について誓約します。

(1) 申請者情報

法人・団体の名称
本社・本店等の住所
〒
代表者役職・氏名（ふりがな）
市内支社・支店・事業所等の名称、屋号又は商号
市内支社・支店・事業所等の住所
〒
市内支社・支店・事業所等の責任者の役職・氏名（ふりがな）
担当者氏名（ふりがな）・電話番号・電子メールアドレス

(2) 添付書類

- ・税金の滞納がないことの証明書（国税・地方税） 原本各1部
- ・その他必要に応じて市が指示する書類

お預かりした個人情報は、「ふるさと光応援寄附金協賛事業者及びお礼品取扱要領」に定める事務にのみ使用し、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

誓約書兼同意書

「ふるさと光応援寄附金お礼品取扱要領（以下「要領」という。）」に基づく登録申請を行うに当たり、次のことについて誓約し、同意します。

- (1) 提出書類及び資料に記載している内容は、全て事実と相違ないこと。
- (2) 要領に規定する登録要件を全て満たしていること。
- (3) 要領に記載されている内容を全て理解した上で了承し、これを遵守すること。
- (4) 提出された書類の審査において、光市が調査及び確認が必要と判断した場合は、これに応じること。
- (5) 提出した書類に記載した事項に変更が生じた場合は、速やかに光市に届け出ること。
- (6) 登録されたお礼品の生産・製造・提供及び適正な品質管理を行うとともに、お礼品の品質・梱包及び必要数量の確保等において問題が生じたときは、協賛事業者が全ての責任を負うこと。
- (7) 要領に基づき、協賛事業者としての登録及びお礼品の登録が取り消される場合があること。
- (8) 上記の個別の取り消しのほか、総務省による光市の指定停止、制度の改正等により、ふるさと光応援寄附金としての継続実施ができなくなった場合であっても、市に対する損失の補填や損害賠償には応じることができないこと。
- (9) 虚偽の申請や不適切な対応等により著しい損害を与えた場合、損害を与えた者への補償に責任をもって応じること。

光市長様

(登録事業者名)

ふるさと光応援寄附金お礼品登録申請書

「ふるさと光応援寄附金お礼品取扱要領」に基づき、お礼品の登録を申請します。

(1) お礼品の概要

お礼品の名称	
お礼品の商品価格（税込み・消費税及び地方消費税額・税率）	○○円（うち消費税及び地方消費税○○円・税率○%）
お礼品の内容・規格、原材の生産地・サービスの提供地（都道府県市町村名）	
お礼品の特徴（PR）	
生産数、在庫数等の光市への提供可能見込み数	
総務大臣が定める基準チェック（①～⑥いずれかの該当項目にチェック）	
① 光市内において生産されているものである（5条1号）	<input type="checkbox"/>
② 光市内において原材料の主要な部分が生産されているものである（5条2号）	<input type="checkbox"/>
③光市内において製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものである（5条3号）	<input type="checkbox"/>
④光市の広報の目的で生産されたキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から光市の独自のお礼品であることが明白なものである（5条5号）	<input type="checkbox"/>
⑤光市内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が光市に相当程度関連性のあるものである（5条7号）	<input type="checkbox"/>
⑥その他	<input type="checkbox"/>

ポータルサイトに掲載する画像やパンフレット、食品表示等を添付すること

(2) 代理申請者（業務委託事業者）

業務委託事業者名
担当者氏名（ふりがな）・電話番号・電子メールアドレス

お預かりした個人情報は、「ふるさと光応援寄附金お礼品取扱要領」に定める事務にのみ使用し、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

(様式第3号)

文書番号

年 月 日

(法人・団体の名称代表者役職・氏名)様

光市政策企画部長

ふるさと光応援寄附金協賛事業者又はお礼品（登録決定・申請却下・登録取消）

通知書

「ふるさと光応援寄附金お礼品取扱要領」に基づき、協賛事業者又はお礼品の（登録を決定・申請を却下・登録を取消）します。

（1）登録協賛事業者

光市内支社・支店・事業者等の名称、屋号又は商号
登録日
令和〇年〇月〇日
備考

（2）登録お礼品

登録お礼品名称
お礼品の寄附額
登録日
令和〇年〇月〇日
備考

(様式第4号)

年 月 日

光市長様

(登録事業者名)

ふるさと光応援寄附金お礼品協賛事業者及びお礼品登録(変更・廃止)届

「ふるさと光応援寄附金お礼品取扱要領」に基づき、以下のとおり返礼品提供事業者
又はお礼品の登録の(変更・廃止)を届け出ます。

(1) 登録事業者情報

登録事業者名称
変更内容又は廃止日

(2) 登録お礼品情報

登録お礼品名称
変更内容又は廃止日